

められるので、左記要領によりこれを改正の上北海道、東北、北陸(新潟、富山、石川、福井)の一道十県は一月より、その他の都府県については二月より実施することとなつた。

(一) 北海道の馬鈴薯については現地の実情に鑑み統制撤廃後も自治統制機構を利用し且つ共済基金を裏付として明年を限り本制度の適用を引続き認めること。

但し共済基金よりの貸付限度額は現行反当二、〇〇〇円より一、八〇〇円に引下げると共に基金積立額は現行通り反当二〇〇〇円に据置くこと。

(二) 米単作農家の供米を促進するためこれに対し配給される報奨飼料を適用農業資材に加えること。

(三) 農業金融証明書における配給農業資材に対する市区町村長の証明制度は実効乏しいのでこれを廃止し、購入先の証印をもつてこれに代えること。

(四) 本制度の実施については年間の始期と終期とを明確ならしめ、始期については北海道、東北、北陸(新潟、富山、石川、福井)の単作地帯一道十県は一月より、その他の都府県は二月より実施すること。終期については全国一律に十二月末とし借入の期間を最長十一月(現行十月)に改めること。

但し始期については北海道、東北、北陸地方以外の府県にあつても、府県内の一部単作地帯又は災害地帯等で支店長において営業上早急実施を必要と認める地帯については総務部長と協議の上二月以前においてもその実施を認め得るものとする。

(五) 農業手形の市中貸出金利の最高限度(指導)は明年も現行通りに据置くこと。

なお桑及び葉煙草の生産用肥料については本制度の対象とはしないが、本制度に準じた方法により資金供給の順便を図る方針で目下検討を進めている。

【昭和二十四年十二月二十六日】

昭和二十五年分

一 月

無尽会社及び市街地信用組合よりの国債買入

中小企業金融等促進のための無尽会社及び市街地信用組合よりの国債買入は昨年末現在において一、〇五一百万円(内信組七〇二百万円、無尽三五〇百万円)と

従前の買入目標額(昨年三月末国債所有高の五割)に達したが、最近の中小企業金融状況に鑑み此程買入限度は昨年三月末国債保有額迄拡張された。買入代金の使途については輸出関係、生必物資関係其他現下緊要なる中小企業融資に振り向けしめることは従来通りであるが、その外優良社債及び興銀債等有価証券の購入も認められることとなつた。

貸出金利の最高限度変更

【昭和二十五年一月十六日】

金融機関の貸出金利の最高限度の改訂については旧臘十九日以降本月十七日迄四次に亘り金利調整審議会において論議が重ねられたが、去る十九日同会答申に基き本行政策委員会において左記の通り正式決定二月一日より実施することとなつた。

なお輸入業者の輸入手形決済資金については本行において再割適格貿易手形に準じ取扱うこととなつたので、その市中金利については再割適格貿易手(最高日歩二銭四厘)並みの取扱を受けることとなる。

記

一、日本銀行再割引適格貿易手形 最高日歩二銭四厘(二厘下げ)

二、其他の貸出に就き

(イ) 貸出金額一件五百万円を超えるもの 最高日歩二銭五厘(二厘下げ)

(ロ) 貸出金額一件五百万円以下のもの 最高日歩二銭六厘(一厘下げ)

但し日本銀行政策委員会の特に承認する場合に就ては一厘の加算を認めることが出来る

三、当座貸越 最高日歩二銭八厘(二厘下げ)

四、農林中央金庫の貸出金利

系統機関に対する貸出は規制外とする

【昭和二十五年一月二十五日】

高率適用手続の改正

市中金利の最高限度が別項記載の通り引き下げられることとなつたこと並に割引政策を更に一層推進して行くため高率適用手続の一部を改正二月一日より実施することとなつた。改正の要点は次の通りである。

(一) 手続適用の対象とすべき貸出の種類中より手形割引を削除し、手形貸付中一般貸付のみを本手続適用の対象とすることとしたこと。

(二) 優遇手形(貿易手形、スタンプ手形、公団認証手形及び農業手形)以外のもの

を担保とする貸付に対する第一次高率を最低利子歩合より二厘高(現行三厘高)に改めたこと。

(三) 優遇手形を担保とする貸付に対する第二次高率を日歩二銭(現行二銭一厘、一厘下げ)、優遇手形以外のものを担保とする貸付に対する第二次高率を日歩二銭一厘(現行二銭三厘、二厘下げ)に改めたこと。

【昭和二十五年一月二十五日】

輸入業者等の輸入物資引取資金並びに輸入諸掛資金に対する優遇措置

輸入業者の輸入物資引取資金(輸入手形決済資金)並びに輸入諸掛資金については昨年六月スタンプ手形制度を適用する方針を決定し細目手続未決定のまゝ今日に到つたが、民間輸入方式は愈々本月十六日より実施の段階に入り、従来の政府貿易の場合政府により負担されていた輸入物資引取資金等の金融が新たに輸入業者に転嫁されることになつた外、在日外商の場合は輸入に際し期限付手形の使用により低利の外貨を利用し得るに反し邦商の場合は一覽払又は精々貨物到着払となる見込で外商の如く低利の外貨を利用することが出来ず、結局輸入商品コストが外商の場合に比し高くなるを得ない等の実情に鑑み、邦商に対しスタンプ手形制度以上の優遇措置を講じ可及的に低利の円資金を供給してその輸入の円滑を図ることが必要と認められるに至つたので、輸入手形決済資金については再割買手に進ずる取扱をすることとした。

又輸入諸掛については輸入物資を需要者に引渡すまでの運賃、荷役料、倉庫料及び保険料は相当多額に上るものと見込まれるので既定方針通りスタンプ手形制度を適用することとした。なお貿易公団より直接払下を受ける輸入業者、製造業者に対し、並びに民間輸入において輸入業者より直接輸入物資の引取をなす製造業者等に対しても事案に応じて個々に総務部と協議の上スタンプ手形制度の適用を認めることとなつた。

【昭和二十五年一月二十五日】

二 月

輸入原油引取資金にスタンプ手形制度を適用

旧臘太平洋岸の精油工場の操業開始及び原油の輸入が総司令部により許可されて以来、原油輸入は着々進捗しているが、一―三月の精油業者の原油引取代金は約二〇億円(約一九〇万バレル)にのぼる上、更に精油費として七億円程度を要す

るものと見込まれる。先般輸入業者等に対する融資につき優遇措置が決定し、政府貿易において貿易公団より輸入物資の払下を受ける製造業者等及び民間輸入において外商たる輸入業者等より輸入物資の引取をする製造業者等の輸入物資引取資金については事案に応じスタンプ手形制度の適用を認めることとしたが(短信一月二十五日附参照)今般右精油業者の輸入原油引取資金を之に該当するものと認め、政府輸入方式による場合並びに外商による民間輸入であつて商業手形による決済が不可能であり、且つ引取後直ちに現金支払を要する事情が明かである場合に限りスタンプ手形制度の適用を認めることとした。

【昭和二十五年二月六日】

金融緩和のための特別措置として銀行より国債買入

二、三月中における通貨状況は徴税を中心とする財政資金の大幅揚超のため、本行貸出及び既定方針による国債買入が予定通り進捗したとしても、なお三月末における銀行券発行高は、三、〇〇〇億円を下廻ることも考えられ、金融状況は依然窮屈の裡に推移するものと予想されるので、金融の円滑な推移に資するため、従来の措置によるものと合せて差当り総額一二〇億円程度を目途として国債買入を実行することとした。なお本特別措置による国債買入代り金の使途については、本行よりの借入金返済に充てることなく、緊要なる方面の要資に振向けさせ、資金が有効に市中に流れるよう買入先銀行を指導する方針である。

【昭和二十五年一月十五日】

手形割引市場育成について

手形割引市場の育成については昭和二十三年八月以来短資業者をして手形の売買、仲立を行わしめ、市場資金の回収等により資金に不足を生じた場合は本行より融資限度額の範囲内に於て資金援助を行う方針をもつて相当の成果を挙げて来たが、今般民間輸入の再開により貿易関係の優良手形が漸次出廻る情勢となつたので、更に手形割引市場の育成促進のため輸入商振出、需要者引受、輸入商引取の為替手形又は需要者振出、輸入商受取の約束手形の形式を備える信用確実な輸入貿易手形(差当り輸入棉花代金決済手形の一部につきこの形式の手形を生ずるものと思われる)を輸入商が直接短資市場で割引き(割引利率は差当り一銭九厘程度となる見込)輸入手形の決済資金を調達する方途を開くこととした。短資業者は割引いた手形を本行に呈示し輸入貿易手形なる旨のスタンプの押捺を受け

これを地方銀行等で再割引し(割引利率は差当り一錢八厘五毛程度となる見込)或はコールマネーで手持することとなるが、本行としては短資業者の資金繰が一時逼迫した場合にはその手持手形を割引き一時資金の供給を行い、又本件輸入貿易手形を短資業者から買い入れた地方銀行等に対しては必要に応じ当該手形を割引き、右手形の買入は支払準備の一段段であるとの考え方で地方銀行等が積極的に短資業者よりの再割に応ずるよう指導する方針である。

【昭和二十五年二月二十五日】

政府買付輸入羊毛の払下代金につきスタンプ手形制度を適用

民間輸入方式の採用に伴い、羊毛の輸入は爾後すべて民間ベースを以て行われることとなつたが、現在迄に既に政府輸入をもつて買付済の羊毛(紡毛用シヨデイラッグを含む)は約二〇〇千俵(約二五億円)に及びその払下は従来如く輸出、内需向又はランニングストック向等に區別して行われず見込生産的払下一本に統一され、従つて払下量は従来に比し増高し、業者のストック期間も長期に亘ることとなる見込である。

右関係資金については従来より輸出向は貿易手形、内需向(第三、四半期まで)及びランニングストック向(一一、〇〇〇俵限度)はスタンプ手形制度により優遇措置を講じて来た事情もあるため今般政府買付済羊毛の爾後の払下代金についてもスタンプ手形制度の適用を認めることとした。

【昭和二十五年二月二十五日】

三 月

昭和二十四年度購繭スタンプ手形の切替手形に引続き本行スタンプ手形制度を適用

最近の内外需不振、公団手持絹織物の大量放出等の悪材料に二月に入り一部中小製糸家の間に小口乍らも先行不安旁々換金急ぎのための投物が散見し、そのため相場は二月十三日頃から俄かに落調を速め、二十日には二十一中A格一俵一三三〇円と一月末の一三九千円に比し約二〇千円方の暴落を示すに至つた。茲において製糸業者は自衛上一ヶ月乃至二ヶ月の休業により生産制限を実施することにより糸価の安定を図り、海外需要の回復を促進することとなり目下休業資金約三億円の調達につき夫々その取引先銀行と折衝中であるが、偶々この三月、四月は

昨年七月、八月振出の春繭の購繭スタンプ手形の期日に相当し金額も約二五億円程度に達することからこれが庄迫材料となつて再び投物を誘発する惧れも考えられるので、本行としては購繭スタンプ手形につき春繭分から期限の延期を認めるが如きことはもとより好ましいところではないが糸価暴落の海外市場に対する影響の大なること及び糸価の低落が延ては購繭資金の回収に悪影響を及ぼす点をも考慮し昭和二十四年度購繭スタンプ手形の内来る四月末日迄にスタンプ手形適用期間(八ヶ月)の満了するものについては引続き二ヶ月間以内(但し四月期間満了のものは一ヶ月以内)を限りその切替手形に対し本行スタンプ手形制度の適用を認めることとした。

【昭和二十五年三月六日】

四 月

輸入原油引取資金につきスタンプ手形制度の適用を継続

輸入原油引取資金については既に一―三月引取分に限りスタンプ手形制度の適用を認めることとしたが(本短信二月六日附参照)四月以降においても差当りは大部分政府輸入方式がとられ、又外商による民間輸入方式がとられ引取後直ちに現金支払を要し商業手形による決済が不可能なものも一部見込まれるので、四月以降引取の右輸入原油引取資金についてもスタンプ手形制度の適用を認めることとした。なお一―三月輸入見込分の輸入原油引取資金に対するスタンプ手形制度の適用は三月末迄の振出手形に限られていたが、代金決済が四月以降に繰延べられるものもあるので、四月以降も引続き適用出来ることとした。

【昭和二十五年四月五日】

昨年度農業手形の未決済額の処理並びに右未決済額を有する農家、単協及び信連に対する本年度農業手形の運用について

昨年度農業手形の系統各段階における未決済残高は三月二十日現在農中、信連間において一―一百万円、信連、単協間において三三―一百万円、単協、農家間については四九六六百万円に上り、右の中には農家の風水害等の災害に基く未決済等を含んでいるが、単協の農家に対する農業手形制度の運用が適切を欠いたため又は単協の資金繰悪化のため未決済となつているものも尠くないと考えられ、早急これが処理につき対策を講ずる必要があるため、三月末日現在未決済となつている昨年度農業手形については期日未決済のものは勿論、期日未到来による未決済分

についても三月末日をもつて一切決済を完了せしめることとし、已むを得ない分についても農業手形関係債務より一般債務に切換え整理せしめることとした。

又右の農業手形未決済分による旧債を有する農家、単協、信連に対し既往融資の決済を俟たずして更に本年度農業手形の新規融資を認めることは好ましいところではないが、主要食糧供出農家に対し緊要な営農資金を供給することは已むを得ないところと認められるので、未決済の原因が風水害、病害等の共済事故に基づく場合農業共済金による返済が確実なものに限り本年度の貸付最高限度より融資未決済額を差引いた金額の範囲内で新規融資を認め、又右以外の原因により未決済額を生じているものに対しては返済計画を樹てさせる等の方法によりなるべく早期に返済することを条件に右と同じ金額の範囲内で新規融資を認め、又信連、農中段階における未決済についても夫々単協及び信連より提出した資料により旧債返済計画の妥当性並びに当該新規融資額が真に農家の営農資金に充てられたこととの事実等確認の上新規融資を実施することとした。

【昭和二十五年四月五日】

貸出金利の最高限度変更

本行政策委員会では、三月二十七日の金利調整審議会の答申に基き、日本銀行再割引適格貿易手形その他の貸出金利の最高限度を左記の通り変更することに決定、四月十日より実施することとなつた。

記

- (1) 日本銀行再割引適格貿易手形の割引 日歩二銭二厘
- (2) 日本銀行再割引適格商業手形の割引 日歩二銭三厘
 - (イ) 一件の金額三百万円を超えるもの 日歩二銭三厘
 - (ロ) 一件の金額三百万円以下のもの 日歩二銭四厘
- (3) 日本銀行スタンプ手形、貿易手形(日本銀行再割引適格手形を除く)、公団認証手形、農業手形、漁業手形の割引及び貸付 日歩二銭四厘
 - (イ) 一件の金額三百万円を超えるもの 日歩二銭四厘
 - (ロ) 一件の金額三百万円以下のもの 日歩二銭五厘
- (4) 其の他の手形の割引並びに貸付 日歩二銭五厘
 - (イ) 一件の金額三百万円を超えるもの 日歩二銭五厘
 - (ロ) 一件の金額三百万円以下のもの 日歩二銭六厘

総務部短信 昭和二十五年分

なお政策委員会の意見として貸出金利の実際適用にあつては、今後出来る限り低率を適用し、金利水準の低下に資するより努めることが要望せられてい

る。

中小金融特別店舗の設置

中小金融の逼迫の状況については根本的対策もさることながら応急的対策が緊急の要請とされていたが、今般大銀行の自主的意向と政府の同様の意向に基いて中小金融特別店舗開設の措置がとられることとなり差当り十一大銀行につき東京、大阪、名古屋、神戸の四都市に三五店舗の設置が認められることとなつた。右特別店舗の主たる業務は資本金又は資産三百万円以下の中小商工業者を対象とする貸付であつて、原則として一取引先に対し貸出累計三百万円以下の貸出を行うこととなつており、大蔵省では状況に依り更にその設置個所の増大を考慮する意図が窺われ中小金融の円滑化に資する一方法として期待されている。なお右特別店舗の業務については貸出業務以外は何等の制限が附せられないこととなつて

いる。

商品(倉庫証券)見返の貸付実施

金融機関の貸出については今後努めて担保主義を推進し、正常の在庫商品に対する金融の円滑化を図るため、今般倉庫証券附手形(取引先金融機関が融資した手形であつて、右手形金額相当額以上の時価を有する倉庫証券を担保としているもの)を担保とする貸付を左の条件により実施し、之を優遇することとなつた。

- (一) 倉庫証券附手形の期間は原則として三ヶ月以内であること
- (二) 担保掛目は右手形金額の九割以内とすること
- (三) 貸付利率歩合は国債を担保とする貸付並とすること(最低一銭五厘、第一次高率一銭七厘、第二次高率二銭一厘)

【昭和二十五年四月十五日】

農業協同組合経営に関する緊急対策

農林系統金融逼迫の問題については関係方面に於てこれが対策を検討中であつたが、今般系統諸団体の自主的発意に基く民主的運営により、農林中金、全国指導農業協同組合連合会及び全国組合金融協会を構成員として農業協同組合経営対策中央協議会が設置され、本行は農林省、大蔵省その他の関係者と共に学識経験者として、その委員に委嘱され側面的にこれが運用に協力することとなつた。同会では直ちに農業協同組合の業務全般に亘り健全なる運営の実現を期するため緊

急対策要項を作成し、特に経営の不健全な組合に対しては、(1)手持滞貨の処理、未収金の回収並びに購買、販売事業等を受委託制に切換えること等による事業の整理、(2)新規固定設備投資の中止並びに兼営事業に対する貯金の内部融資の圧縮等による資金運用の制限、(3)貯金の増強等による資金の充実、(4)経費の節減、計理の改善等の方針により速かに事業整備計画を樹立せしめ、特に貯金支払については極力自賄の体制をとらせるよう指導を行うこととなつた。

なおこれが地方に於ける推進については農林中金支所・出張所、県指導連並びに県信連等を主体とする地方対策協議会が設立される予定である。

【昭和二十五年四月二十五日】

五 月

工業手形の本行再割引廃止

工業手形については従来商業手形に準じ、本行再割適格手形としての扱を認められたが、元来工業手形は商業手形と異り裏付となる商品が加工、変質をみる等本行の再割適格手形としては必ずしも適当でないこと及び最近の金融情勢に鑑み、今般再割の扱を廃止し、スタンプ手形制度を準用、担保貸付に應ずる扱に改められた。

因みに昨年末以来の本行再割手形の月末残高推移は次の通りである。

(単位 百万円)

	昨年末	一月末	二月末	三月末	四月末
商業手形	九、〇〇三	九、〇五五	三、二四三	一八、五七三	三三、〇九二
工業手形	五、五〇九	五、七四四	八、〇五三	一三、〇〇五	一六、八六九
貿易手形	七、八九八	七、四〇一	八、六三三	一〇、六六四	一三、七四七
合 計	三、一四八	三、二〇〇	二八、九一八	四一、二四二	五二、七〇七
(貸出総額に對する比率%)	(二五・一)	(二五・九)	(三七・二)	(三八・九)	(四二・七)
貸出総額	八、五四六	八、八二五	一〇、五〇四	一〇、七三三	一三、五七〇

【昭和二十五年五月十五日】

本年度購商手形に引続き本行スタンプ手形制度の適用決定

製糸業者等の購商資金調達については、一年間の原料商を六月乃至十一月の間

に買付ける必要がある等の特殊事情から、二十二年秋以来スタンプ手形制度を適用し、生糸の生産と輸出の振興を図つて来たが、生糸は依然本邦の重要輸出貨としてその輸出増進に多大の期待が寄せられているので、本年も引続き昨年同様の方式により、器械生糸製造業者、蚕種製造業者及び輸出玉糸指定製造業者が金融機関宛振出す購商手形について、本行スタンプ手形制度の適用を認めることに決定した。

【昭和二十五年五月二十五日】

六 月

G・S・Aの発註品関係資金につき貿易手形制度を適用

各国に事務所を有しE・C・A(経済協力局)等関係の物資調達を行っているG・S・A(合衆国一般調達機関)は本年一月東京に事務所を開設し、主としてE・C・Aの対韓国援助資金により本邦で金属、機械、セメント等差当り一〇〇億円見当の物資を購入することとなり、最近漸く本格的活動を開始したが、その発註品の代金は船積後東京駐在合衆国支出官振出の合衆国国庫宛外貨小切手により支払われ、この小切手は外国為替銀行において買取られる点から略々通常の輸出契約の場合と同様であるので、これが製造、加工、蒐荷に要する資金調達のため振出された手形について貿易手形制度を適用することとなつた。

なお右発註品に対してはE・C・Aの資金が割当てられており外貨決済の確実なる点においては不改變信用状開設済の場合と略々同様であるので、割引の日より三ヶ月以内に満期日の到来するものについては再割引の取扱を認めることとした。

【昭和二十五年六月十五日】

金融機関相互間の預金利率の最高限度決定

本行政策委員会では金融機関相互間の預金利率の最高限度を今般次の通り決定した。

一、金融機関相互間の預金の利率及び指定金銭信託の予定配当率の最高限度

(1) 預金利率(括弧内は一般預金の利率)	当 座 預 金	無 利 息(無 利 息)
普 通 預 金	日 歩 六 厘(日 歩 五 厘)	
通 知 預 金	日 歩 八 厘(日 歩 六 厘)	

定期預金(期間三ヶ月)日歩一銭五厘(日歩一銭四毛一糸)

別段預金及び其の他の雜預金 日歩六厘(シ 六厘)

但し農林中央金庫、商工組合中央金庫及び全国信用協同組合連合会の夫々の系統機關相互間の預金利率については当分の間之を適用しない。

(2) 指定金銭信託の予定配当率

期間三ヶ月以上のもは当分の間前項定期預金の場合よりも日歩二厘高とし、期間三ヶ月未満のものは前項通知預金の利率に準ずる。

二、実施期日

昭和二十五年七月一日

但し通知預金及び期間三ヶ月未満の指定金銭信託であつて、昭和二十五年六月三十日迄に受入れたものについては八月一日から適用する。

なお之を機会に従来取扱の明確を欠いていた地方公共団体の預金中「金庫事務関係預金」以外のものの預金利率を臨時金利調整法の適用対象とし、一般預金同様の取扱とすることとした。【昭和二十五年六月十五日】

七月

纖維工業関係所要資金にスタンプ手形制度を適用

纖維工業関係所要資金については各般の優遇措置が講ぜられて来たが、貿易事情の正常化等実情の変化に即応して今般左の所要資金につきスタンプ手形制度を適用し従来の特遇措置の統一を図ることゝなつた。

一、輸入原棉及び原毛の生産者(紡績)引取資金

(一) 融資対象 政府輸入による原棉(原毛)引取業者(通商産業省より)

民間輸入による原棉(原毛)引取業者(輸入業者より)

但し生産者が輸入業者を兼ねている場合を含む

(二) 手形金額 引取原棉(原毛)代金の範囲内

(三) 手形期間 原棉 五ヶ月以内

原毛 五ヶ月以内

二、綿紡績の輸出向加工資金

(一) 融資対象 綿紡績

総務部短信 昭和二十五年分

(一) 手形金額 原棉引取関係スタンプ手形金額に一定期間中における原棉引取資金所要額に対する輸出向加工資金所要額の比率を乗じて算出した金額の範囲内

(二) 手形期間 五ヶ月以内

三、毛織業者の原糸購入資金

(一) 融資対象 毛織業者(組合を含む)

(二) 手形金額 引取原糸代(さきに工業手形を振出している場合にはその決済資金)の範囲内

(三) 手形期間 二ヶ月以内

右に伴い綿及び毛製品製造業者については従来方式によるスタンプ手形制度並びに貿易手形制度の適用等は廃止されることゝなつた。【昭和二十五年七月五日】

漁業手形関係制度要綱の改正並びに運用方針の制定

水産物配給統制並びに漁業用資材配給統制の大部分が撤廃されたのに伴い農林省においては今般漁業手形関係制度要綱に關し所要の改正を行い、又漁業手形制度実施以来の運用状況は極く少數の府県を除き甚だ不良状態にあるので、右改正と同時に右要綱に基く漁業手形及び漁業手形つなぎ融資の運用方針を制定の予定であるが、制度改正並びに運用方針の要旨は次の通りである。

(一) 制度改正要旨

(1) 買受機關に対する公認制度の廃止に伴い、右に代り買受機關の機能を受持つことゝなる卸売業者を水揚先として指定せしめることゝしたること。

(2) 漁業手形制度の適用資材中その過半について配給統制が撤廃されたが、漁業資材として適當なものは引き続き適用資材として認めることゝしたること。

(3) 配給統制を外された適用資材の確認方法については購入先の請求書等によることゝしたること。

(二) 運用方針要旨

(1) 漁業共済基金の担保力、信用力を強化するため今後は一層都道府県一本建を目標としてその整理統合を図ること。

(2) 漁業共済基金の積立を完了すべき期間を基金設立の月より起算し六ヶ月以内とすること。

(3) 漁業手形つなぎ融資手形を振出し得る期間及び漁業手形つなぎ融資手形の返済期限若くは漁業手形への切替え期限を明確にすると共に、右期限迄に漁業手形へ切替えるか若くは返済の出来なかつたつなぎ融資手形は本行の適格担保として取扱わないこととする。

(4) 従来は基金が設立されさえすればつなぎ融資を受け得る建前であつたが、今後設立される基金については原則として基金目標額に対し一定限度(二五%)の積立の実行を俟つてつなぎ融資を認める扱いとすること。

(5) 漁船修理費については漁船の小修理に限り金額に一定限度を設けてこれを認めることとする。

農業手形制度の一部改正

【昭和二十五年七月五日】

農業手形制度の対象資材である魚粕については先般統制が廃止されたが、今般農業及び農機具についても一切統制が廃止されることとなつたので、左の要領により本制度の改正を実施することとした。

(一) 魚粕については今後「供米促進用北海道産魚粕集出荷配給要項」に基き配給される魚粕につき適用を認めること。

(二) 農薬については、統制撤廃後も本制度の対象資材として農家の必要とする全農薬につき適用を認めること。

(三) 農機具については、統制撤廃後も本制度の対象資材とするが、営農用運搬資材を農家に供給せんとする本制度の趣旨に鑑み、対象農機具としては軽農機具を主体とし、設備に類する重農機具は共同作業用等共同施設としての購入の場合に限り認めることとし、これを制度上明らかにすること。

【昭和二十五年七月五日】

八 月

韓国動乱に伴う米軍購買機関発註関係所要資金につき貿易手形制度準用

従来米軍購買機関の発註物資の製造資金等についてはスタンブ手形制度の適用により優遇しているが、今次の韓国動乱に伴う米軍購買機関(別に定めるものに限る)の発註に係る物資の調達及び土建、修繕、輸送等の役務の提供はその資金も相当巨額に上る模様であり、且その代金決済は可及的に外貨小切手を以つて行われる見込であるので特に本件関係資金調達のため振出された手形でその代金決

済が外貨小切手を以つて行われるものについては次の要領により貿易手形制度を準用することとした。

(一) 本件手形は外貨決済の確実な点において不変更信用状が開設される通常の輸出の場合と同様であるので物資の製造、加工及び蒐荷資金関係手形については割引貿易手形並に、役務の提供に要する資金関係手形についてはその性質上これを担保貿易手形並に取扱う。

(二) 手形期間は原則として三ヶ月以内の必要最短期間とするが、労務関係等において出来高払その他分割払の認められているものについては実情に応じて更に手形期間を短縮する扱とする。

韓国動乱に伴う米軍購買機関発註関係貿易手形の取扱方一部改正

【昭和二十五年八月五日】

韓国動乱に伴う米軍購買機関発註関係所要資金については短信(八月五日附)でお知らせの通り代金支払が外貨払であることを条件として貿易手形制度を準用する取扱となつており、米軍購買機関の支払方法が外貨払を原則とされる建前には変りないが、受註業者が希望する場合には円貨払も行われる扱であり、且つ円貨払の場合も外貨の裏付のある点においては外貨払の場合と異なるところがないので今回右円貨払分についても貿易手形制度の準用を認めることとした。

なお本件手形の適用は、発註が原則として直接メーカーに対して行われるところから受註業者に対し融資したものに限られていたが、実際発註においてはサブライヤーが介在し、而もメーカーがサブライヤーに所要資金の調達、物資の引渡、契約代金の受領等を委任している事例が多い状況にあるので、斯る方法によることが真に已むを得ぬと認められ且つ融通資金が確実にメーカーに流れることが確認される場合にはサブライヤーに対し融資した場合であつても適用を認めることに改めた。

【昭和二十五年八月十五日】

農業手形制度中一部改正

農業手形制度の対象資材である肥料及び薬工品については今般統制が廃止されたが、右廃止後に於ても

(一) 肥料については無機質肥料(石灰質肥料を含む)、有機質肥料の内尿素、骨粉、魚粕、植物油粕及びこれらの配合肥料を適用対象資材とし、

(二) 薬工品については従来通り北海道において購入されるものに限り農業手形制度の適用を認めることとした。

【昭和二十五年八月十五日】

九 月

沖繩向米軍及び琉球軍政部購買機関発註関係所要資金につき貿易手形制度準用

沖繩向物資並びに役務の発註はガリオア資金並びにE.C.A.資金による琉球軍政部調達局と米軍購買機関よりなされており、その代金決済は外貨又は円貨払であるが円貨払の場合においても外貨の裏付のある点において一般の輸出と同様であり、且つ此の種発註契約は今後引続き相当巨額に上る見込であるので今般韓国動乱に伴う米軍購買機関発註関係所要資金の場合と同様の方法により貿易手形制度を準用することとした。

なお琉球軍政部購買機関発註分中琉球商業勘定によるものは、琉球住民が自己の輸出及び米軍に対する役務の提供等により貯えた非資金により琉球住民の申請に基いて輸入するものであり、その決済は信用状ベースにより一般銀行手続によつて行われるので従来通り貿易手形制度の適用を受ける扱である。

【昭和二十五年九月十五日】

預金専門店舗制度の創設

銀行店舗の整備及び新銀行法案に関連して預金吸収網充実の見地から予て地方銀行側より代理店等の存続又は之に代る制度を要望する声が強かつたので此程大蔵省では「預金専門店舗制度」を創設することとなつた。その要領は次の通り

(一) 預金専門店舗は独立の帳簿等を備えた銀行法上の支店であるが、業務は預金の受払に限定され、貸出は認められない。

(二) 差当りは地方銀行に対し認めることとし、設置場所としては町村及び都市の繁華街でない地域となつてゐる。

(三) 設置手続は総て一般支店並となつてゐるが、既存の出張所、詰所、代理店から転換するものを主たる対象とし、新設は経済事情に応じ認められることとなつてゐる。

【昭和二十五年九月十五日】

外国為替貸付の実施

従来輸入為替取引においては外国為替管理委員会勘定を使用して輸入信用状を開設し且つ一覽払の輸入手形については当該貨物の本邦到着時迄その決済を延期すると共に決済資金の調達方法としては輸入貿易手形制度の利用を認めて来たが、現下の情勢に鑑み更に本邦輸入貿易を促進するため輸入手形の決済期限を延

総務部短信 昭和二十五年分

長し輸入金融の円滑化を図る趣旨から、今般右の輸入金融方式を改め、外国為替銀行をして輸入信用状の開設及び輸入手形の決済に必要とする外貨資金を賄はしめると共に右所要外貨資金は本行においてこれを外国為替管理委員会より買入の上貸付の方法により外国為替銀行に対し供給することとなつたので、これに伴い外国為替貸付手続が制定され差当り本店(外国為替局)、大阪、名古屋、神戸の四ヶ店で九月十八日信用状開設の分にさかのぼり九月二十五日より実施されることとなつた。

なお本件実施に伴い従来輸入貿易手形による優遇措置は本貸付の対象となるものについては適用が無くなる扱である。

右外国為替貸付手続の概要は次の通りである。

(一) 貸付外貨金額

(1) 現金勘定決済の場合は輸入信用状開設及び輸入手形決済に必要とする外貨資金の範囲内。

(2) 特別決済勘定(オープン勘定及びベルギー通貨地域現金勘定)決済の場合は輸入手形決済資金の範囲内。

(二) 貸付期間

(1) 現金勘定決済の場合は輸入信用状開設日より輸入信用状に基いて振出された輸入手形関係書類の本邦到着日後原則として九十日以内の必要最短期間。

(2) 特別決済勘定決済の場合は輸入手形関係書類の本邦到着の日より原則として九十日以内の必要最短期間。

(三) 貸付利息

年四分(但し延滞の場合は年一割一分)とし、日々の最終残高(片落計算)について一句毎に後取とする。

(四) 担保

(1) 輸入手形関係書類が本邦に到着した際に輸入業者を支払人とし取引先銀行を受取人とする外貨手形を担保として差入れさせる。

(2) 必要に応じて国債又は社債を担保として差入れさせる。

(3) 他の取引において本行に差入れた担保を本貸付に対する共通担保とする。

(五) 換算相場

本貸付金に関する換算相場は貸付時における外国為替管理委員会よりの買相

場とする。

(内) 貸付の整理

本貸付は勘定科目「外国為替貸付」を以つて整理する。

【昭和二十五年九月二十五日】

G・S・A発註の車輛修理関係資金につき貿易手形制度準用

G・S・A関係貿易手形の適用対象は一般貿易手形と同様、発註物資の製造、加工、蒐荷資金に限られ、役務の提供に要する資金は物的裏付の薄弱なこと等から対象外となつてゐるが、今般五社が受註した車輛(蒸気機関車七〇輛)の修理工事に要する資金は実質的には韓国動乱に伴う米軍購買機関の発註に係るものと同である等の点より特に貿易手形の適用対象とし手形期間三ヶ月以内のものについては担保適格貿易手形として取扱ふことゝなつた。

なお今後車輛修理に関しG・S・Aより同種の発註がある場合は右と同様の取扱が認められる。

【昭和二十五年九月二十五日】

十一月

金融機関の貸出金利の最高限度変更

今般本行政策委員会では金利調整審議会の答申に基き金融機関の貸出金利の最高限度を次の通り変更することに決定、十一月十日より実施することゝなつた。

銀行及び農林中央金庫の手形の割引率の最高限度

日本銀行再割引適格貿易手形 日歩二銭 (従来日歩二銭二厘)

日本銀行再割引適格商業手形

(イ) 一件の金額が三百万円を超えるもの 日歩二銭二厘(従来日歩二銭三厘)

(ロ) 一件の金額が三百万円以下のもの 日歩二銭三厘(従来日歩二銭四厘)

【昭和二十五年十一月四日】

高率適用手続一部改正

最近の金融情勢に鑑み市中金融機関の過度な本行依存傾向を是正し金融の正常化を図る趣旨から今般高率適用手続が改正され十二月一日より実施されることゝなつた。

改正の要点は次の通りである。

(一) 手続適用の対象とすべき貸出に商業手形割引を加えたこと。(貿易手形割引は従来通り対象外)

(二) 月末における預金粉飾の調整を図るため、基準預金残高は前三ヶ月各月中平均預金残高(従来は月末預金残高)の平均額としたこと。

(三) 基準預金残高の 1% 相当額及び 1% 相当額を超え 10% (従来は 12%)相当額迄を夫々翌月一日よりその月中(従来は十六日より翌月十五日まで)の最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額としたこと。

(四) 第二次高率中貿易手形、スタンプ手形、公団認証手形又は農業手形以外を担保とする貸付の適用利子歩合を二銭三厘(二厘引上)としたこと。

(五) 商業手形の割引は最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額以内の場合に限るものとし、右限度額を超える場合にはこれを担保(担保価格は手形金額の 95% 以内とする)として手形貸付をなし優遇手形に準じ高率を適用するものとしたこと。

【昭和二十五年十一月十五日】

輸入諸掛資金関係スタンプ手形の取扱並びに信用状を開設して決済する場合の輸入諸掛資金に対する外国為替貸付の実施について

(一) 輸入諸掛資金関係スタンプ手形の取扱

輸入業者の運賃、保険料等輸入諸掛資金については手形期間二ヶ月以内を限つてスタンプ手形制度の適用を認めて来たが、今後FOB建輸入の増加に伴い輸入諸掛資金の増加が見込まれ、且つ輸入貨物の本邦到着前に支払われる場合も相当生ずるものと予想されるので、今般右資金についての手形期間を次の通り改正した。

(1) 輸入貨物の本邦陸揚後に支払われる場合

原則として六十日以内

(2) 前払若くは貨物積込の際に支払われる場合

(イ) 欧洲及び地中海沿岸地域、南阿連邦及びアフリカ西海岸地域、北及び南

アメリカカ州東海岸地域、濠洲及びニュージーランドからの輸入の場合はい

二十日以内

(ロ) 右以外の地域からの輸入の場合は九十日以内

なお右金額並びに支払時期の確認は運賃については運送契約書若しくは船荷証券等を添付した船会社の運賃領収書、保険料については保険料領収書

写等により行う。

- (二) 信用状を開設して決済する場合の輸入諸掛資金に対する外国為替貸付の実施
FOB建輸入において運賃、保険料等輸入諸掛資金を信用状を開設して決済する場合、これに要する外貨資金については右信用状に基づき振出された手形の本邦到着の時までを限つて外国為替貸付を実施することゝなつた。

【昭和二十五年十一月十五日】

通貨発行限度の変更について

通貨発行審議会では今般第三・四半期の資金需給計画を検討した結果、通貨発行限度を従来の三、五〇〇億円(二十三年十二月決定)より三、九〇〇億円に上げることゝ決定した。

【昭和二十五年十一月二十五日】

十二月

定期預金利率等の引上

本行政策委員会では金利調整審議会の答申に基き、定期預金利率等の最高限度を次の通り引上げ、明年一月四日より実施することに決定した。

なお右に関する大蔵省告示は十二月二十五日頃となる見込である。

- (一) 定期預金利率の最高限度
期間六ヶ月のもの 年利四分六厘(二厘引上)
期間一ヶ月のもの 年利四分五厘(三厘引上)
- (二) 指定金銭信託の予定配当率の最高限度
信託期間一年以上のもの 年利五分 (三厘引上)
信託期間二年のもの 年利六分 (五厘引上)
信託期間五年のもの 年利七分 (二分引上)

なお一年未満の指定金銭信託の予定配当率はその期間に応じ定期預金の利率を適用することゝし、又三ヶ月未満のものについては通知預金利率を適用することゝする。

【昭和二十五年十二月十五日】

民間輸入の原油引取資金につきスタンプ手形制度を適用

従来原油の輸入は政府又は外商により行われていたので、精油業者の引取資金については商業手形による決済が不可能であつたため、精油業者振出の期間五ヶ月以内の手形に限りスタンプ手形制度の適用を認めて来たところ、今般原油の輸

入がガリオア資金によるものを除き全面的に民間輸入に切換えられ精油業者が自ら輸入することゝなつたが、従来スタンプ手形制度の適用を認めてきた実質的事由には何等変りが無いので、本行の外国為替貸付又は外銀のユーザンス利用を勘案し手形期間三ヶ月以内を限つて従来同様スタンプ手形制度を適用することゝした。

【昭和二十五年十二月二十五日】

昭和二十六年分

一月

農業手形制度の改正

農業手形制度は農家経済の現状から見ても本年も引続いて実施する必要があると認められるので、予想される麦及び雑穀の統制緩和措置にも対応し得るよう、次の要領により改正し北海道、東北、北陸(新潟、富山、石川、福井)においては一月より、その他の都府県においては二月より実施することゝなつた。

- (一) 麦作付農家については二十六年度よりの麦類統制緩和措置に備えその収穫する麦の販売先を指定させ、右販売先と農業手形制度による借入先との間に麦の販売等に関する契約を締結させ、農業災害補償法に基く共済金を裏付として引続き本制度の適用を認めることとする。

- (二) 北海道の馬鈴薯及び雑穀作付農家については二十六年度よりの馬鈴薯及び雑穀の統制完全撤廃に備え、その収穫する馬鈴薯及び雑穀につき麦の場合と同様に販売先指定等の措置を採らせ、現行通りの農業手形共済基金制度を裏付として引続き本制度の適用を認めることとする。

- (三) 対象資材中、温床資材及び種子については配給制度は廃止されるが引続き本制度の適用を認めることとし、その他についても現行通り肥料、農薬、農機具及び北海道における薬工品を対象資材とする。

- (四) 農業手形による農家の借入期間は現行通り十一ヶ月以内に据置き、始期についても現行通りとするが、四国及び九州における終期については十二月迄となつていたので翌年一月末迄とすることに改める。

右により各地方における農業手形の始期及び終期は